

議 会 資 料	議案第 19 号
市 民 課	

志摩市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

本件は、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律」の一部改正に伴い、当該法令を引用している当課所管の「志摩市印鑑の登録及び証明に関する条例」について、引用条項の一部改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律」の一部改正に伴い、同法を引用している当課所管の「志摩市印鑑の登録及び証明に関する条例」について、例規間の整合性を確保するため、引用する条項の番号ずれに伴う一部改正を行います。

3. 改正による効果等

引用する上位法令との整合性を確保できます。

志摩市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成16年志摩市条例第11号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(民間端末機による印鑑登録証明書の交付申請及び交付)</p> <p>第12条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者で、次の各号のいずれかに掲げるものを使用し、民間端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。)</p>	<p>(民間端末機による印鑑登録証明書の交付申請及び交付)</p> <p>第12条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者で、次の各号のいずれかに掲げるものを使用し、民間端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。)</p>